

| | |
|------|--------------------------------------|
| 事務名 | コインオペレーションクリーニング営業施設開設の届出 |
| 根拠法令 | 東京都コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱第7条第1項 |

営業施設を開設した者は、速やかにその営業施設所在地を管轄する保健所長に、別記第1号様式による開設届を提出すること。